

28国際第1309号

関税割当公表第75号

平成29年度の無糖れん乳の関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、ミルク及びクリーム（濃縮又は乾燥をしたものに限るものとし、粉状、粒状その他の固形状のもの以外のもので、砂糖その他の甘味料を加えてないものに限る。以下「無糖れん乳」という。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

なお、平成29年度の本関税割当制度は、関税定率法等の一部を改正する法律の成立及び施行をもって有効となります。

平成29年3月10日

農 林 水 産 省

記

第1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

1 割当対象物品

無糖れん乳(関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)別表第1第0402.91号に規定するもの)

2 割当数量 別途公表

3 通関期限 平成30年3月31日

第2 関税割当申請書受付の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

ただし、第5の1及び2に係る申請書の受付けについては、内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課が行う。

第3 関税割当証明書発給の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

ただし、第5の1及び2に係る証明書の交付については、内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課が行う。

第4 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

1 提出期間

次に掲げる期間とする。

ただし、(2)から(3)までに掲げる期間については、それ以前の期間に行われた申請に対する割当てに残量が生じた場合及び返納された関税割当証明書に残存数量がある場合にのみ関税割当申請書を提出することができる。

(1) 平成29年4月3日(月)から同年4月11日(火)まで

(2) 平成29年10月2日(月)から同年10月4日(水)まで

(3) 平成30年2月1日(木)から同年2月5日(月)まで

2 提出時間 午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで

第5 関税割当申請者の資格

次のいずれかに該当する者

1 沖縄県の区域内において、無糖れん乳を自ら輸入し、かつ、販売又は使用する者であって、平成28年度において、関税率表第1部から第4部までに属する貨物の輸入実績を有する者

2 沖縄県の区域内において、無糖れん乳を原料とした製品を製造し、かつ、販売する者

3 当該物品を原料とした製品を製造する者

第6 関税割当申請書に添付すべき書類

1 第5の1及び2に該当する者の場合

(1) 輸入実績を証する書類でいずれかのもの

ア 前年度「無糖れん乳」の輸入実績を有する者にあつては、前年度の「無糖れん乳」の関税割当証明書の写し

イ 輸入申告書(税関の輸入許可通知書を含む。)の原本及びその写し

(注) 海上貨物通関情報処理システムにより輸入申告を行った者にあつては、税関の通関証明を受けた輸入許可通知書

(2) 無糖れん乳を自己の名と計算により輸入することが確実であることを証する書類〔別紙〕

(3) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間の無糖れん乳の輸入実績及び販売実績数量等一覧表（別記様式1）

(4) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間の無糖れん乳の販売計画数量等一覧表（別記様式2）

(5) 下記の書類及び資料

ア 法人の登記事項証明書（個人にあつては、住民票）

イ 申請者が製造者である場合には、第6の1の(1)、(2)、(3)及び(4)に代えて第6の2に掲げる書類

2 第5の3に該当する者の場合

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間の無糖れん乳を原料とした食品等の製造実績数量等一覧表（別記様式3）

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間の無糖れん乳を原料とした食品等の製造計画数量等一覧表（別記様式4）

(3) 下記の書類及び資料

ア 無糖れん乳を原料とした製品の製造工場名及びその所在地を記載した書類

イ 工場配置図（縮尺：工場の配置が確認できる大きさのもの）

ウ 製造機械配置略図（縮尺：製造機械の配置が確認できる大きさのもの）

エ 工場工程見取図

オ 法人の登記事項証明書（個人にあつては、住民票）

ただし、平成28年度における割当実績を有する者であつて、申請時点においてアからオまでの書類の内容に変更のないものは、アからオまでの書類の添付を必要としない。

第7 本公表に基づく1回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が2回目以降の申請を行う場合における特例

本公表に基づく1回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が2回目以降の申請を行う場合は、関税割当申請書に添付する書類として、第6に定める書類のほか、2回目以降の関税割当申請を行う必要が生じた理由を示す書類を提出するものとする。

ただし、第6に定める書類のうち、その記載内容が1回目の関税割当申請のときと変更のないものについては、その提出を要しない。

第8 割当基準

申請者に対する割当数量は、関税割当数量の範囲内において、輸入実績数量、販売実績数量及び販売計画数量等を勘案し、第5の1及び2の申請者ごとの数量を定めた後、関税割当数量から第5の1及び2の申請者に割り当てた数量を差し引いて得られる数量の範囲内において、平成28年度の製造実績数量及び在庫数量、平成29年度の製造計画数量等を勘案し、第5の3の申請者ごとの数量を定めるものとする。

第9 関税割当証明書の発給

関税割当証明書の発給は、申請者が無糖れん乳の関税割当てに関して法令等に違反した場合、報告をしない場合又は虚偽の申告若しくは報告をした場合には行わないものとする。

第10 報告

割当てを受けた者は、第2四半期、第3四半期及び第4四半期の終了後、1ヵ月以内（第4四半期にあつては、平成30年4月10日まで）に割当てを受けた物品の輸入・使用状況報告書（別記様式5）及び輸入申告書（税関の輸入許可通知書を含む。）の写しを農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）に1部提出するものとする。

なお、第2四半期及び第3四半期の報告においては、報告前月までの輸入・使用状況と併せて、以後の輸入・使用予定数量を報告すること。当該予定数量は備考欄に(予定)と記入すること。

第11 その他

- 1 関税割当申請書の提出部数は2通（省令第1条）とし、その他の添付書類の提出部数は1通とする。

ただし、第5の1及び2に基づく関税割当申請書の提出部数は3通とする。
- 2 関税割当申請書等の記載方法等については、関税割当申請書等の記載要領について（平成15年6月30日付け15総合第1316号（平成25年3月11日付け24国際第1072号により一部改正））による。
- 3 関税割当証明書の有効期間の延長は、自然災害等関税割当てを受けた者の責によらない理由により貨物の到着が遅延した場合に行うものとする。

（省令第3条第2項）
- 4 割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は通関期限を経過したときは、関税割当証明書を速やかに返納しなければならない。（省令第5条）
- 5 内閣府沖縄総合事務局長は、第5の1及び2に係る申請者ごとの申請数量等についての意見を農林水産省大臣官房国際部長に提出することができる。
- 6 生産局長は、必要と認めた場合は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく指定検査機関の発行する割当てを受けて輸入した物品の成分分析表の提出を求めることがある。
- 7 関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。
- 8 平成29年度内に割当数量の全量について通関すると認められない者に対して、関税割当証明書の返納（残存数量の全部又は一部）を求めることがある。

第12 関税割当てを受けた者の氏名等の公表

農林水産省は、本公表に基づき関税割当てを受けた者の氏名（名称）及び住所を農林水産省のホームページ、経済産業公報及び通商弘報において公表する。